

(別記)

令和5年度城里町農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当該地域の農業は、稲作・野菜・施設園芸・畜産の小規模農業が多く、農業従事者の高齢化や後継者不足が進んでおり、離農する農家が増加している。

このような状況下、飼料用米や景観形成作物の集団転作を行う組織が複数あるが、休耕地や自己保全なども多く、作物の生産に結びついていないのが現状である。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

農業所得の向上及び水田農業の価格安定を図るため、高収益作物や転作作物への転換を推進する。

J A等の集荷業者との連携を強化し、有利販売に向けた販売戦略やブランド化を目指すことにより、転作作物等作付け面積の拡大に向けた農家の生産性の向上を支援する。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的で安定的な農業経営の育成や農耕地の利用集積が遅れている集落において、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。

集落での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化して、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の明確化するよう指導を行う。

担い手不足が見込まれる集落においては、設立された農業団体等に効率的な経営管理や利用権設定等が行える株式会社等の特定法人化への誘導を図る。

農業委員会との連携を図り、水稻以外の作付体系が定着している地域の実情を把握・点検する。

ブロックローテーションの構築や畑化を希望する農家に高収益作物への転換を推進しながら支援していく。

4 作物ごとの取組方針等

本町の水田について、適地適作を基本として、産地交付金を有効に活用しながら、作物生産の維持、拡大を図っていく。

(1) 主食用米

当地域のブランド推奨品の「ななかいの里コシヒカリ」、「城里コシヒカリコケッコー米」等の生産・流通体制の確立を目指し、当地域における需要と供給のバランスがとれた生産を達成することを目標とする。

(2) 備蓄米

集荷団体と連携し、備蓄米制度の趣旨に基づき県優先枠の確保に努めるとともに、主食用米の需要動向等を注視し、畑作物の導入が困難な排水不良田での作付を推進する。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

主食用米の需要が減少する中、戦略的作物である飼料用米を推進し、過剰作付の解消に努める。

また、産地交付金を活用した多収品種の導入や、低コスト化の取組（直播栽培等）

を推進し安定した水田農業の確立に努めていく。

あわせて、需要者（畜産農家等）との耕畜連携として、「わら利用の取組み」の推進を図る。

イ 米粉用米

主食用米の需要が減少する中、戦略的作物である米粉用米を推進し、米粉パン等の加工食品の推進を図りながら、作付規模の拡大を目指す。

ウ 新市場開拓用米

各種補助事業を活用し、農業者の組織化や輸出提供先と農業者とのマッチング支援、意欲ある農業者への生産性向上、収益力向上に資する設備等の導入支援を進めるとともに、低コスト化の取組（直播栽培等）の推進や物流コスト低減試験の実施等、米輸出の産地体制づくりを支援する。

エ WCS用稲

主食用米の需要が減少する中、戦略的作物であるWCS用稲を推進し、過剰作付の解消に努める。

オ 加工用米

複数年契約の取組等についても活用していきながら推進を行い、生産の拡大を図っていく。

(4) 麦、大豆、飼料作物

取組みのある水田においては、排水対策に取組みながら、麦・大豆の作付面積を維持する。

品質や収量についても、土壌改良や排水対策の徹底、二毛作等による連作障害防止に取組み改善を目指す。

飼料作物は、地元畜産農家との連携を推進する。

自家利用の取組みについても推進していきながら、食料自給率向上につながる取組みとして作付拡大を図る。

(5) そば、なたね

地域の需要者との契約に基づき、現行の栽培面積を維持・拡大するため、二毛作、湿害対策や栽培技術の高位平準化を推進し、品質の向上・作付拡大を図り、所得の向上による経営安定を図る。

(6) 地力増進作物

主食用米の需要が減少する中、地力増進作物のクローバー、ソルゴー、フェアリーベッチを推進し、過剰作付の解消に努める。

(7) 高収益作物

ア 野菜

「きゅうり、トマト、なす、いちご、アスパラガス、ねぎ」を振興作物として現行栽培面積の維持・拡大を図る。

イ 果樹

「梅、りんご、柿、栗、ぶどう」を振興作物として現行栽培面積の維持・拡大を図る。

ウ 花き・花木

「菊、ばら、あやめ、しょうぶ」を振興作物として現行栽培面積の維持・拡大を図る。

エ 雑穀

雑穀（ハトムギ、ごま等）を振興品目として現行栽培面積の維持・拡大を図る。

オ その他作物等

「小豆、落花生、いんげん、加工用青刈り稲」を振興品目として現行栽培面積の維持・拡大を図る。

「茶」を振興品目として推進し、作付拡大を図る。特に、当地域のブランド推奨品である茨城三大茶の「古内茶」については、継続・安定した取組みを実施していくため、現行栽培面積の維持・拡大を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度(R4)作付面積等		当年度(R5)の作付予定面積等		令和5年度の作付目標面積等	
		うち二毛作		うち二毛作		うち二毛作
主食用米	565.3	—	563.0	—	563.0	—
備蓄米	—	—	—	—	—	—
飼料用米	160.8	—	162.0	—	162.0	—
米粉用米	—	—	—	—	—	—
新市場開拓用米	0.8	—	1.0	—	1.0	—
WCS用稲	—	—	—	—	—	—
加工用米	—	—	—	—	—	—
麦	9.2	—	9.5	—	9.5	—
大豆	3.7	6.7	3.9	6.9	3.9	6.9
飼料作物	12.3	—	12.5	—	12.5	—
・子実用とうもろこし	—	—	—	—	—	—
そば	1.9	2.7	2.0	2.8	2.0	2.8
なたね	—	—	—	—	—	—
地力増進作物	1.6	—	1.6	—	1.6	—
高収益作物	7.3	—	7.4	—	7.4	—
・野菜	6.2	—	6.3	—	6.3	—
・花き・花木	0.2	—	0.2	—	0.2	—
・果樹	0.3	—	0.3	—	0.3	—
・その他の高収益作物	0.6	—	0.6	—	0.6	—
その他	317.2	—	317.2	—	317.2	—
(休耕含む)	317.2	—	317.2	—	317.2	—
畑地化	—	—	—	—	—	—

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	用途名	目標	前年度（実績）		目標値	
1-1	飼料用米（飼料用種子を含む）、新市場開拓用米（輸出用米等） ※基幹作のみ	新規需要米等の生産向上等の取組助成	・新規需要米等の取組面積（ha） ・飼料用米の多収品種導入割合（%）	（4年度）	167.4ha	（5年度）	167.6ha
				（4年度）	2.3%	（5年度）	26.2%
2	飼料用米（飼料用種子を含む）、新市場開拓用米（輸出用米等） ※基幹作のみ	新規需要米等の直播栽培への支援	・飼料用米及び新市場開拓用米の直播栽培面積 ・労働時間の縮減（時間/10a）	（4年度）	9.0ha	（5年度）	9.1ha
				（4年度）	14.6h	（5年度）	14.5h
3	麦、大豆、そば ※基幹作のみ（種子用を含む）	担い手による麦、大豆、そば生産性向上等の取組助成	麦、大豆、そばの取組面積（ha）	（4年度）	12.3ha	（5年度）	12.4ha
4	大豆、そば ※二毛作のみ（種子用を含む）	二毛作助成	二毛作の導入面積（ha）	（4年度）	9.3ha	（5年度）	9.4ha
5	飼料用米（飼料用種子を含む）生産ほ場の稲わら及びわら専用稲 ※基幹作のみ	耕畜連携助成（わら利用の取組）	農地の高度利用面積（ha）	（4年度）	38.4ha	（5年度）	38.4ha
6-1	地域振興作物（別添4のとおり） ※基幹作のみ	高収益作物助成	高収益作物（地域振興作物）の取組面積（ha）	（4年度）	6.0ha	（5年度）	6.1ha
6-2				（4年度）	0.6ha	（5年度）	0.6ha
6-3				（4年度）	0.5ha	（5年度）	0.5ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:茨城県

協議会名:城里町農業再生協議会

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1-1	新規需要米等の生産向上等の取組助成①	1	2,800	飼料用米(普通)、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓用米	生産性向上(1つ以上)の取組
1-2	新規需要米等の生産向上等の取組助成②	1	4,000	飼料用米(多収)	生産性向上(1つ以上)の取組
2	新規需要米等の直播栽培への支援	1	5,000	飼料用米(多収・普通)、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓用米	直播栽培でコーティング作業を実施した種もみ使用等を行う
3	担い手による麦、大豆、そば生産性向上等の取組助成	1	10,000	麦、大豆、そば	種子更新、排水対策等を1つ取り組む
4	二毛作助成	2	10,000	大豆、そば	①対象作物と対象作物、②飼料作物と対象作物、③高収益作物と対象作物の二毛作
5	耕畜連携助成(わら利用の取組)	3	5,000	飼料用米	耕畜連携(わら利用の取組)
6-1	高収益作物助成①	1	13,000	野菜	対象作物の収穫・販売等を行う
6-2	高収益作物助成②	1	10,000	雑穀、豆類、茶、	
6-3	高収益作物助成③	1	5,000	花木、花木、果樹	

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

新規需要米等の生産性向上等の取組に係る取組条件の詳細について

- 経営所得安定対策等実施要綱の要件を満たすものを助成対象とする。
- 取組を行った確認は、以下の確認書類等によるほか、必要に応じて適宜各地域農業再生協議会において、客観的に確認できる方法で確認する。
- 助成対象となるのは、表1の取組条件を1つ以上満たしたほ場のみとする。

表1

取組条件	具体的内容	確認書類等	
多収品種の導入	【需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領 別紙1別表】 べこごのみ、いわいだわら、ふくひびき、べこあおば、夢あおば、亜細亜のかおり、オオナリ、もちだわら、モミロマン、ホシアオバ、みなちから、北陸193号、クサホナミ、ふくのこ、笑みたわわ、あきだわら、月の光 (下線は知事特認品種)	・購入伝票 ・自家用種子の場合は、自家採種であることわかる書類	
コスト低減の取組	温湯種子消毒	・水稲種子の温湯種子消毒(60℃・10分等)を行う。 ・温湯種子消毒した種子を購入し使用する。 ・温湯種子消毒した種子を使用した苗を購入し使用する。	・作業日誌 ・温湯種子・苗を購入した場合は、購入伝票
	高密度播種育苗	・1箱当たりの播種量を増やし(250~300g程度)移植時の使用箱数を削減する。	・作業日誌 ・育苗時写真
	プール育苗	・簡易水槽により常に水が張っている状態で苗を育てる。	・作業日誌 ・育苗時写真
	堆肥施用	・堆肥を投入し、堆肥から供給される肥料成分を勘案した施肥設計を行うことで、化学肥料の施用量を低減する。 ※堆肥:排泄物などに植物性の副資材を混合し、堆積発酵させたもの・乾燥鶏ふん・乾燥牛糞・乾燥豚ふん等。 ただし、地力増進法において土壌改良資材には含まれず肥料に分類されている骨粉、魚カス、ダイズカス、ナタネカス等は含まない。	・作業日誌 ・購入伝票
	側条施肥	・田植作業と同時に稲の株元に集中的に肥料を施用する。	・作業日誌 ・作業写真
	低成分肥料施肥	・土壌診断に基づく低成分肥料(窒素成分よりもリン成分及びカリ成分の低い肥料)の利用する。この肥料には、農業者等が自ら単肥を配合したものも含む。	・作業日誌 ・診断結果 ・購入伝票
	流し込み施肥	・追肥として、肥料をかんがい水と一緒に流し込む。	・作業日誌 ・購入伝票
	疎植栽培	・50株/坪以下(株間22cm以上)で田植えする。	・作業日誌 ・栽培写真
	立毛乾燥	・通常の刈取時期に刈り取らず、立毛状態のまま自然に乾燥させる。 ・乾燥期間の目安は、成熟期から1週間以上。 ※成熟期の目安(例) あきたこまち:出穂後30~35日、コシヒカリ:出穂後35~40日	・作業日誌
	不耕起田植技術	・耕起、代かきをしないでディスクで作溝しながら移植する。	・作業日誌 ・作業写真
	可変施肥機の利用	・収量の安定を図るため、育成ムラをなくすよう施肥量の増減を行う。	・作業日誌 ・作業写真
	トローン等の活用による施肥・農薬散布	・農業者自らがラジコンヘリやドローンの活用によって空中散布を行う。	・作業日誌 ・作業写真
フレコン出荷(自家利用でのフレコン管理含む。)	・紙袋でなく計量器を伴う大容量によるフレコン出荷等を行う。 ・自家利用での作業の効率化のためフレコンでの管理を行う。	・作業日誌 ・出荷伝票	
作業の効率化	連坦化	・概ね2ha以上の連坦団地で対象作物の作付けを行うこと。	・作業日誌 ・圃場位置図
	共同乾燥調製施設(CE・RC)の活用 人・農地プランに掲げられた担い手(農地の集積)	・共同乾燥調製施設の活用により、品質の均一性及び作業の効率化が図られること。 ・各地域における農業の担い手であり、かつ、農地を集積している。	・使用料明細 ・人・農地プラン ・営農計画書
組織的な取組	集落営農	・代表者等を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行う。	・規約(写) ・通帳(写)
	生産組合	・農業用施設及び機械の共同利用により作業の効率化を行っている販売権を有した組合員であること。	・規約(写) ・組合員名簿
	協同計算の取組	・代理受領するための協同計算を行う地域の取組主体(生産者団体・集出荷団体等)の組合員であること。	・出荷契約書(写) ・組合員名簿

麦・大豆・そばの生産性向上等の取組への助成に係る取組条件の詳細について

- 経営所得安定対策等実施要綱の要件を満たすものを助成対象とする。
- 取組を行った確認は、以下の確認書類等によるほか、必要に応じて適宜各地域農業再生協議会において、客観的に確認できる方法で確認する。
- 取組の具体的内容は、すべての交付申請者が取り組むものとする。
- 助成対象となるのは、具体的な取組を行って作付を行ったほ場のみとする。
- 麦・大豆・そばの生産性向上等の取組として、次のうちいずれか1つに取組めば加算の対象とする。

取組条件		具体的内容	確認書類等
種子更新（麦）		【茨城県主要農産物奨励品種一覧(令和3年4月16日)】 ・カシマムギ、カシマゴール、さとのそら、きめの波、ゆめかおり、ミカモゴールデン、キラリモチ	・購入伝票
種子更新（大豆）		【茨城県主要農産物奨励品種一覧(令和3年4月16日)】 ・納豆小粒、ハタユタカ、里のほほえみ	・購入伝票
種子更新（そば）		【茨城県主要農産物奨励品種一覧(令和3年4月16日)】 ・常陸秋そば	・購入伝票
排水対策		暗渠、明渠により、ほ場内の排水条件に応じて適切な排水対策を行う。	・作業日誌 ・施工写真 ・現地確認等
土壌改良		土壌診断を行い、その結果に基づき土壌改良を行う。 (pH5.5～6.0が基準) ※診断結果によっては、必ずしも土壌改良資材を投入する必要はない。	・土壌診断結果 ・作業日誌
病害虫防除		無人ヘリ等による病害虫防除を行う。	・作業日誌等
0.5ha以上の作付（そば）		1経営体 ^が 、販売権を有して作業を実施しているそばに係る水田・畑の合計作付面積が、0.5ha以上。	・営農計画書 ・作業日誌 ・現地確認 ・農作業受委託契約書(写) ・農地基本台帳等
共同乾燥調製施設（C E ・ R C）の活用		共同乾燥調製施設の活用により、品質の均一性及び作業の効率化が図られること。	・作業日誌等 ・使用料明細
組織的な取組	集落営農	代表者等を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行っていること。	・規約（写） ・通帳（写）
	生産組合	農業用施設及び機械の共同利用により作業の効率化を行っている販売権を有した組合員。	・規約（写） ・組合員名簿

耕畜連携(わら利用の取組)に係る取組条件の詳細について

本事業の交付対象となる取組は以下のとおりとします。なお、同一の水田において複数の取組を行う場合においては、いずれか一つの取組を選択するものとします。

取組内容	取組要件	確認資料等
<p>1. わら利用の取組(飼料用米(飼料用種子を含む)生産ほ場の稲わら利用及びわら専用稲の生産の取組)</p>	<p>利用供給協定または自家利用供給計画に基づき実施する飼料用米(飼料用種子を含む)生産ほ場の稲わら利用及びわら専用稲の生産の取組であり、次に掲げる事項のすべてを満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携の相手方となる者との間に、3年間以上を締結期間とする利用供給協定を締結(自家利用の場合には自家利用計画を策定)すること。 ・対象農地であることについては、当年産において、飼料用米及びわら専用稲の作付が行われる水田であること。 ・取組要件については、そのわらが確実に飼料として利用され、かつ、その子実が飼料又は飼料の種苗として利用される稲の作付けであること。 <p>また、刈取り時期が出穂期以降で利用供給協定書又は自家利用供給計画書に定める時期としていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用供給協定書 または自家利用供給計画書 ・出荷販売伝票または給餌日誌

※利用供給協定に含まれるべき事項

<p>各取組における利用供給協定書または自家利用供給計画書については、実施する取組の種類に応じて、次の事項を記載する。</p> <p>1. わら利用(飼料用米(飼料用種子を含む)生産ほ場の稲わら利用及びわら専用稲の生産の取組)</p> <p>(1)取組の内容 (2)わらを生産する者 (3)わらを収集する者 (4)わらを利用する者 (5)ほ場の場所及び面積 (6)刈取り時期 (7)利用供給協定締結期間 (8)わら取引の条件(作業分担及び品代・経費の負担) (9)その他必要な事項</p>

高収益作物(地域振興作物)の助成対象作物及び助成単価

※同一ほ場で、同一年度内に同一作物を複数回栽培した場合は、基幹作として整理した1回のみを本助成の対象とする。

※同一ほ場で、同一年度内に複数の作物を栽培した場合は、基幹作として整理したひとつの作物のみを本助成の対象とする。

※助成対象作物は、令和5年産(令和5年4月1日～令和6年3月31日までに収穫した作物)とする。

ただし、生育期間に該当する作物である場合等、※印が記載されている作物については、要件を満たすことにより本助成の対象とする。

○野菜(整理番号6-1) (13,000 円/10a)

きゅうり、トマト、なす、ピーマン、かぼちゃ、いちご、すいか、アスパラガス、白菜、レタス類、さといも、枝豆、未成熟とうもろこし、しょうが、しそ、ネギ、甘藷、キャベツ、馬鈴薯、ホウレンソウ、その他野菜(山菜含む)

○花き・花木(整理番号6-3) (5,000 円/10a)

菊(小菊含む)、ばら、しょうぶ、花桃、花壇用苗物、種苗類、その他花き・花木

○果樹(整理番号6-3) (5,000 円/10a)

日本なし、うめ、りんご、柿、いちじく、キウイフルーツ、栗、ブルーベリー、ぶどう、ゆず、その他果樹

※今年度が生育期間に当たる場合には、次年度以降に販売を行うことを目的に適切な肥培管理等を行うことを条件とする。なお、助成対象期間については、生育期間の開始年度を含めて連続4年間までとする。注: 生育期間の開始年度とは、新植・改植・品種の一挙更新を目的とした接ぎ木をした年度をいう。

○雑穀(整理番号6-2) (10,000 円/10a)

かんぴょう、雑穀(ハトムギ、ごま)

○豆類(整理番号6-2) (10,000 円/10a)

小豆、白小豆

○加工用青刈り稲(整理番号6-2) (10,000 円/10a)

※加工用青刈り稲は、新規需要米取組計画の認定を受けていることを条件とする。

○茶(整理番号6-2) (10,000 円/10a)